



大阪労農記者クラブ扱い

大阪労働局発表
平成24年6月28日

担 当	大阪労働局需給調整事業部 電話 06-4790-6319
--------	---------------------------------

1,036事業所に対して指導監督を実施し、 延べ678件の文書指導

— 平成23年度労働者派遣事業及び職業紹介事業に係る指導監督状況 —

大阪労働局（局長：西岸 正人）では、平成23年度における労働者派遣事業及び職業紹介事業に係る指導監督状況を取りまとめた。

◆ 概要 ◆

1,036事業所に対して指導監督を実施（表1）

平成23年度において、1,036事業所（前年度比1.4%増）に対して指導監督を実施。実施件数に占める文書指導率は65.4%（前年度比+2.7ポイント）。

- ・ 労働者派遣事業関係 681事業所（前年度比 ▲4.8%）
（うち延べ文書指導実施件数 592 前年度比 3.3%）
- ・ 請負、出向関係 156事業所（前年度比 16.4%）
（うち延べ文書指導実施件数 33 前年度比▲19.5%）
- ・ 職業紹介事業関係 199事業所（前年度比 15.0%）
（うち延べ文書指導実施件数 53 前年度比 96.3%）

派遣元事業主1社に対して行政処分を実施

一般労働者派遣事業の許可期間満了後、無許可無届期間も継続して一般労働者派遣事業を行った派遣元事業主1社に対して行政処分を実施。

（事業停止命令・事業改善命令）

文書指導のうち派遣受入期間をめぐる法違反が激減（図1）

文書指導の内容については、『抵触日の未通知、通知を受けずに派遣』が41件（前年度比64.0%減）、『抵触日を超える派遣』が23件（同79.0%減）と大きく減少。

〈労働者派遣事業及び職業紹介事業に係る指導監督実施状況（平成23年度）〉

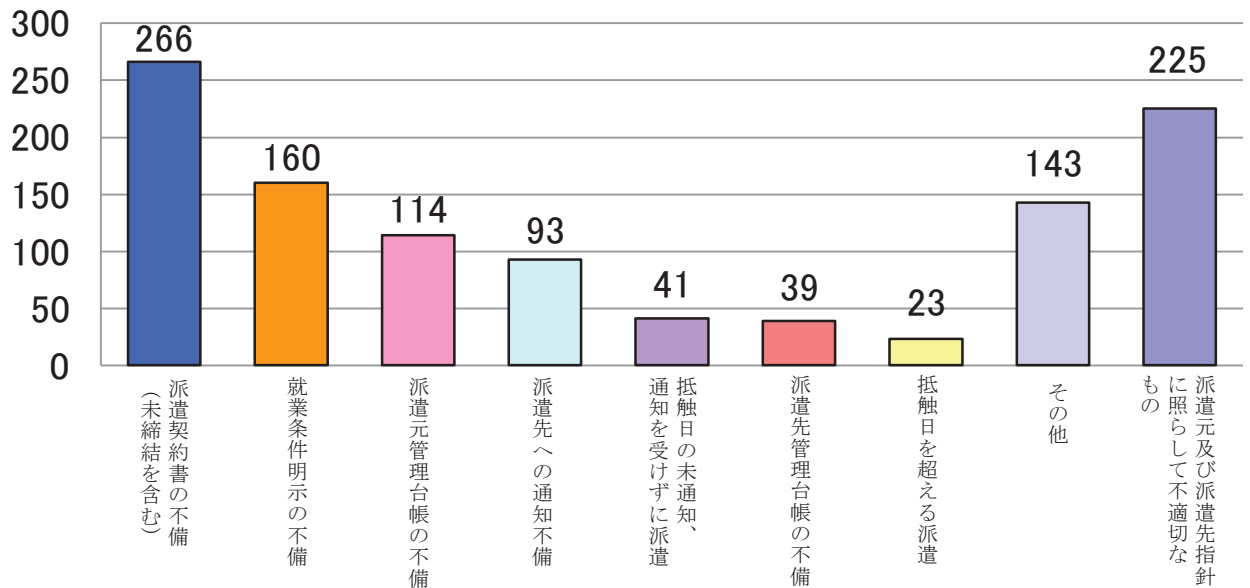
表 1

項 目	23年度 事業所数	22年度 事業所数	前年度比
個別指導実施事業所数①	1,036	1,022	1.4%
派遣事業関係	681	715	▲4.8%
請負・出向関係	156	134	16.4%
職業紹介事業関係	199	173	15.0%
上記のうち文書指導を行った事業所数②	678	641	5.8%
派遣事業関係	592	573	3.3%
請負・出向関係	33	41	▲19.5%
職業紹介事業関係	53	27	96.3%
文書指導率（②÷①）	65.4%	62.7%	2.7P

（1）労働者派遣事業

- 681事業所（前年度比4.8%減）に指導監督を実施し、うち592事業所（前年度比3.3%増）に対して文書指導を行った。（表1）
- 厚生労働大臣の許可を受けずに一般労働者派遣事業を行った派遣元事業主1社に対して行政処分を実施した。
- 文書指導の内容別内訳は図1のとおり。（違反内容重複計上）
「労働者派遣契約書の不備（未締結を含む）」が最も多くなっている。また、労働者派遣契約に係る基本的な書類の不備だけで上位3つを占めている。このほか、労働者派遣の受入期間の適切な運用に不可欠な手続の不備である「抵触日の未通知、通知を受けずに派遣」及び「抵触日を超える派遣」が前年に比べ大きく減少した。

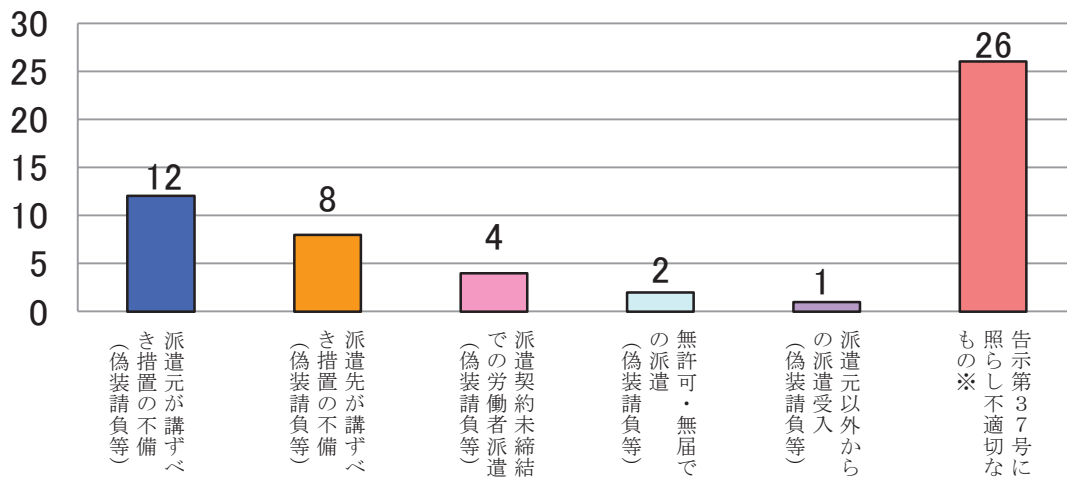
図1 派遣事業に係る文書指導の内容別内訳（重複計上）



文書指導の主な内訳	違反事例
派遣契約書の不備（未締結を含む） （指導対象：派遣元、派遣先）	派遣元と派遣先が締結する労働者派遣契約において、法で定める事項（業務内容、苦情の処理体制、派遣人員等）を記載しなければならないが、事項のいずれかが記載されていない、又は記載内容が不十分であるなど。
就業条件明示の不備 （指導対象：派遣元）	派遣元が労働者派遣をしようとするときに、あらかじめ、派遣労働者に対し、法で定める事項（業務内容、抵触日（※）、就業場所等）を明示しなければならないが、この明示がなされていない、又は明示する内容が不十分であるなど。 ※抵触日＝派遣受入期間の制限に抵触することとなる最初の日
派遣元管理台帳の不備 （指導対象：派遣元）	派遣元は、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、派遣労働者ごとに法で定められた事項を記載しなければならないが、事項のいずれかが記載されていない、又は記載内容が不十分であるなど。
派遣先への通知不備 （指導対象：派遣元）	派遣元は、労働者派遣をするときは、法の定める事項（派遣労働者の氏名・性別等）を派遣先に通知しなければならないが、この通知を行っていない、あるいは、通知する内容が不十分であるなど。
抵触日の未通知、 抵触日の通知を受けずに派遣 （指導対象： 抵触日の未通知に関しては派遣先、 抵触日の通知を受けずに派遣をした 場合は派遣元）	（抵触日の未通知） 派遣先は、労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、派遣元に対し、抵触日についての通知を行うこととされているが、派遣先がこの通知を行っていないなど。 （抵触日の通知を受けずに派遣） 派遣元は、派遣先から抵触日の通知がない場合には、労働者派遣契約を締結してはならないにもかかわらず、抵触日の通知を受けずに労働者派遣契約を締結し、派遣を行っている。
派遣元及び派遣先指針に照らして不適切なもの	労働者派遣契約において、派遣先の責任にかかる中途解除を行うにあたり、派遣元が休業させる場合の損害賠償についての記載がないなど。 ※派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針 労働者派遣法に規定された派遣元及び派遣先が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたもの。

- 請負・出向に係る 156 事業所に指導監督を実施し、33 事業所に対し文書指導を行った。(表 1)
- 文書指導の内容別内訳は図 2 のとおり。(違反内容重複計上)
全てが偽装請負または疑いのある事案となっている。

図 2 請負・出向に係る文書指導の内容別内訳 (重複計上)



※告示第37号(昭和61年4月17日 労働者派遣事業と請負のいずれに該当するのかを定めた区分基準)

(2) 職業紹介事業

199 事業所に指導監督を実施し、帳簿の備付けの不備等により 53 事業所に対して文書指導を行った。(表 1、表 3)

表 2 職業紹介に係る文書指導の内容別内訳 (重複計上)

項目	件数	構成割合
帳簿の備付け不備	41	77.4%
労働条件等の明示不備	14	26.4%
その他の法違反	16	30.2%
その他不適切な取扱い	4	7.5%

(3) 再指導

指導監督を行った件数は表 1 のとおりであるが、確実に是正を図るため再指導を行う場合がある。その再指導の件数は以下のとおり。

労働者派遣事業関係	156件
請負・出向関係	23件
職業紹介事業関係	4件
合計	183件

指導監督の事例

1 労働者派遣に係る基本的な書類の記載に不備が見られた事例

派遣労働者がその直接の雇用主である派遣元事業主の下を離れた場所（派遣先）で就業するという複雑な労働関係に対応し、派遣労働者の適正な就業を確保するため、就業日や就業時間等の主要な労働条件等を派遣元と派遣先との間で「労働者派遣契約」として書面で定めるとともに、その就業条件を派遣労働者に派遣元が書面等で事前に明示することを労働者派遣法は義務付けている。

指導監督を通じて労働者派遣契約書を確認したところ、実際は就業時間に複数のパターンがあるシフト勤務であるにもかかわらず、1つのパターンしか記載されていない事例、業務内容の定めが実際の仕事内容と合っていない事例、派遣労働者からの苦情申出を受け付ける者や苦情を処理する方法が定められていない事例等が見受けられた。また、労働者派遣契約書を作成していない事例や、就業条件を派遣労働者に書面等で明示していない事例もあった。

このように基本的な書類の記載に不備が確認された場合は、速やかにこれを是正するよう文書で指導するとともに、当該指導監督対象の派遣元・派遣先が締結している他の労働者派遣契約についても同様の不備がないか確認を行うほか、当該事業主に自主的な点検を指導することもある。

2 職業紹介に係る基本的な書類の記載に不備が見られた事例

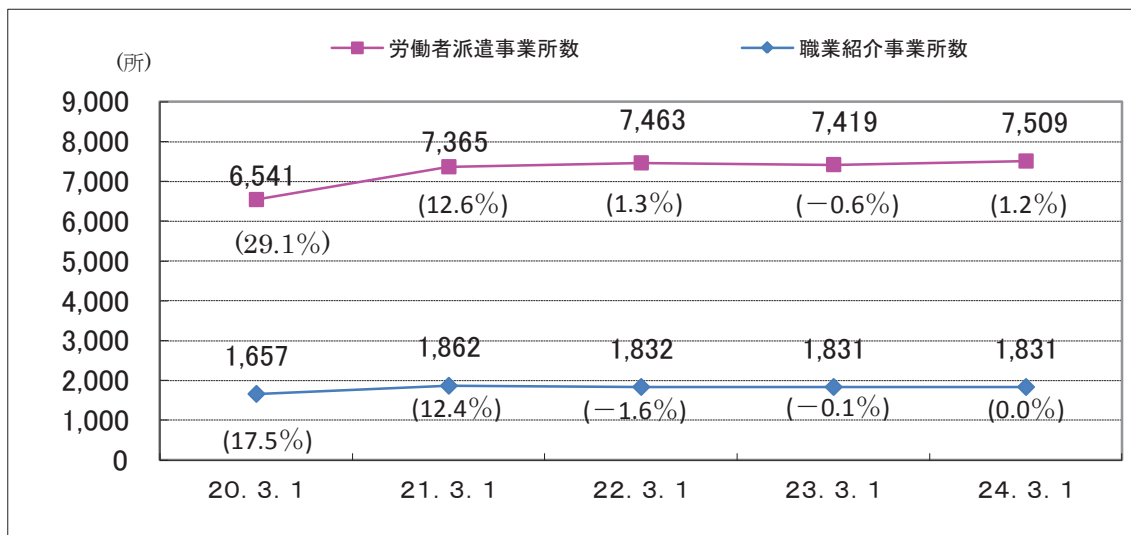
職業紹介事業者は、事業を行うにあたり、求人受理や求職受付、職業紹介状況等を記録・管理するための「求人管理簿」「求職管理簿」等の法定帳簿の備え付けが職業安定法により義務付けされている。

指導監督を通じてこれらの法定帳簿を確認したところ、記載に不備のある事例が見受けられた。これは、平成22年の改正入管法により職業紹介を始めた、外国人技能実習生のあっせんを行う協同組合等（監理団体）である無料職業紹介事業者をはじめ、長く職業紹介事業を継続している有料職業紹介事業者にも等しく散見された。

このように基本的な書類の記載に不備が確認された場合は、速やかにこれを是正するよう文書で指導しているところである。

労働者派遣事業・職業紹介事業の許可・届出事業所数の状況

許可・届出事業所数の推移（各年3月1日現在）



出所：大阪労働局

* () 内は、対前年同月比

※東京労働局発表についてはこちら

愛知労働局発表についてはこちら